

泉南産第796号
令和7年2月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

泉南市長

市町村名 (市町村コード)	泉南市 (27228)
地域名 (地域内農業集落名)	新家兎田・別所 (兎田・別所)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区では平坦な水田地帯で水稻の他、都市近郊農業として青ねぎなどの軟弱野菜が生産されている。
- ・水なすや青ねぎを主要作物としつつ、新たな地域振興作物の導入や農産物のブランド化に取り組む。
- ・水稻主体での営農では、営農経費が嵩み農業所得が低い。
- ・担い手については認定農業者(5名)が確保できている。
アンケート結果より規模縮小及び離農意向が35%、農地を貸したい・売却したい意向が32%を占める。10年後には農業従事者の高齢化、さらに就農予定の後継者がいる世帯は31%しかいないため、農地の担い手の確保が課題である。・担い手が減少する中、農道やため池等の維持管理が大きな負担となっている。
農地については不接道・狭小・不成形な農地が存在する。
農道については、狭隘な耕作道、排水路の老朽化など営農に支障をきたしている農地も存在する。
基盤整備による営農環境の改善が必要。
- ・遊休状態が増加傾向にあり遊休状態が長く耕作再開が厳しい農地があり、対策が必要。
- ・遊休農地解消に向けた地域の話し合いを継続する。・当地区では、イノシシ等による被害が多発しており、大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・青ねぎを主要作物としつつ、新たな地域振興作物の導入や農産物のブランド化、六次産業化に取り組む。・水稻について、地域での農業機械の共同利用や農作業委託の拡大などを検討する。・認定農業者等の担い手に農地の集積や集約化を進めつつ、企業誘致を検討する。また、地域外から参入を希望する認定農業者や認定新規就農者、泉南農業塾や大阪産(もん)スタートアカデミーの卒業生などを受入れ、さらに多様な農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。・多面的機能支払交付金を活用した農道や農地の保全活動に取り組む組織の立ち上げを検討する。・営農環境の改善に向け、必要な基盤整備の内容を精査し、事業化を検討する。・遊休農地解消に向けた地域の話し合いを継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地中間管理機構への貸付けを進め、担い手(認定農業者、認定新規就農者等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、後継者等へ経営を移譲した経営体や新規就農者などが現れたら優先的に農地を集積していく。また、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員や農地利用最適化推進委員が農地の出し手・受け手の調整を行うことで、担い手を中心に集積・集約化や団地面積の拡大を、農地中間管理機構を通じて進める。

営農継続や耕作が難しくなった農地については遊休農地化しない取り組みとして、農業を担うものへの集約を行えるよう農業委員とも連携を図る

(2) 農地中間管理機構の活用方針

目標地図に基づく貸借を、農地中間管理機構を通じて随時実施する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農道の整備や水路の補修、区画の大型化など整備が必要な箇所を精査し、補助金を活用した整備事業を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・泉南農業塾などと連携し、地域外から、地域の実態に即した多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。また、農業関係者や地域住民で連携し、相談から定着まで切れ目なく支援していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JA大阪泉州の農作業委託等を活用するとともに、農作業受託の出来る組織の育成を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置、維持管理、鳥獣を寄せ付けない環境づくりなど有害鳥獣対策を行う。③担い手における省力化やコスト低減を図るため、積極的にスマート機器の導入を検討していく。⑦畠畔の草刈りや水路掃除など地元住民が少なくなってくる中で、管理体制を再構築する必要がある。⑩水稻の農業機械の共同利用や作業受託の拡大を検討していく。